

あだち広報区民のひろばの欄掲載要領

(設置)

第1条 あだち広報を区民にとってより身近な親しめるものにするとともに、区民相互の情報交換の場とするため、あだち広報に毎月、区民のひろばの欄を設置する。ただし、掲載記事がないとき及び紙面に空きがないときは、設置しない。

(掲載原稿の内容)

第2条 区民のひろばに掲載できるものは、生涯学習や社会福祉活動等広く区民を対象とした情報で、次に掲げるものとする。

- (1) 区内在住・在勤者で活動するサークルで、会費等が高額でないものの会員の募集
- (2) 区内在住・在勤者又は区内の非営利の団体が主催し、区内を会場とする催し物で、あだち広報の区民のひろば以外の欄に掲載されないもの
- (3) 区内在住・在勤者で活動するボランティアの募集
- (4) その他、特に報道広報課長が適当と認めるもの

2 掲載できる原稿は、原則として1団体につき1事業とする。

3 報道広報課長は、掲載原稿の内容を確認するため、掲載希望者に対して、会則、予算書、決算書等の写しの提出を求めることができる。

(掲載禁止事項)

第3条 次に掲げる内容を含む原稿は、掲載しない。

- (1) 企業や事業主等、営利団体が直接又は間接的に開催に関与するもの
- (2) 営利を目的としないことが客観的かつ明確に判断できないもの
- (3) 売名行為でないことが客観的かつ明確に判断できないもの
- (4) 政治活動・宗教活動に関係ないことが客観的かつ明確に判断できないもの
- (5) 個人及び団体を誹謗・中傷するもの
- (6) もっぱら団体の構成員相互間の連絡を目的とするもの
- (7) フリーマーケット情報
- (8) 同一団体で、前回の掲載から6か月を経っていないもの
- (9) その他、報道広報課長が不適當と認めたもの

(掲載方法)

第4条 掲載希望者は、所定の申込用紙(様式第1号)に必要な事項を記入し、活動実績を証明できる書類を添付して、報道広報課へ持参し、郵送し、又はFAX若しくは電子計算処理組織により送信するものとする。

2 前項の規定による申込みを行うことができる期間は、掲載希望号発行日の120日前から50日前(これらの日が閉庁日に当たるときは、その日以降で最も近い開庁日)までとする。

3 掲載は、あだち広報各号につき先着3件までとし、掲載記事は、1件につき10行以内とする。

4 報道広報課長は、あだち広報の表記に従い、掲載原稿の趣旨をそこなわない範囲で、掲

載原稿を改めることができる。

5 掲載の採否については、掲載可となった掲載希望者には通知とともに掲載料の請求をし、掲載不可となった者には不採用の理由を付して通知する。

6 申込書類は、返却しない。

7 あだち広報の担当者が掲載依頼者に対して掲載意思の最終確認をした後は、掲載取り止めをすることはできないものとする。

(掲載料)

第5条 記事の掲載料金は、見出し、本文を含め1行当たり1,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載記事が公共的又は公益的な目的を有するものと認められるものの掲載料金は、無償とする。

(その他)

第6条 掲載原稿の内容の責任は、原稿依頼者が負うものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、報道広報課長が定める。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

付 則 (22足政広発1539号 平成23年2月25日 広報室長決定)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (24足政広発第1211号 平成25年2月20日 広報室長決定。政策経営部長は室長職を取り扱う)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (25足政広発第390号 平成25年9月4日 広報室長決定)

この要領は、決定の日から施行する。

付 則 (29足政広発第355号 平成29年6月26日 広報室長決定)

この要領は、決定の日から施行する。

付 則 (30足政広発第1066号 平成31年3月6日 広報室長決定。政策経営部長は室長職を取り扱う)

この要領は、決定の日から施行する。

付 則 (2足政広発第1099号 令和3年2月5日 広報室長決定。政策経営部長は室長職を取り扱う)

この要領は、決定の日から施行する。